

恵風荘デイサービスセンター 通所介護(1号通所事業)運営規程

(事業の目的)

第1条 恵風荘デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態及び事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業及び1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の第1号通所事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密接な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。また、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めることとする。

4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 恵風荘デイサービスセンター
- 二 所在地 岡山市中区今谷770の1番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤1人、併設特別養護老人ホーム恵風荘の管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 2人以上

看護職員 2人以上

介護職員 7人以上

機能訓練指導員 1人以上(看護職員と兼務あり)

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員(運動指導員)は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から同月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 サービス提供時間 9時30分から16時45分までとする。
- 三 営業時間 8時00分から17時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は45名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護(休養)
- 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難である方には、食事介助を行う。
- 四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
- 五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- 六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上及び岡山市が定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上及び岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートルまでは無料とし、10キロメートル以上15キロメートルまでが、500円、15キロメートル以上が1,000円とする。
 - 二 食費として、1日あたり750円。
 - 三 おむつ代・喫茶代として、その実費。
 - 四 その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市(平井、旭操、富山、可知、幡多、宇野、三勲、旭東小学校区)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づ

き、消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者には、資格保持者を充てる。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 六 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - 2 利用者を含めた総合避難訓練.....年2回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法の徹底.....随時

(身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、入所者又は他の入所者等の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合は、施設管理者が本人・家族の承諾を得て身体拘束・その他利用者の行動を制限することがあります。この場合には、当施設の医師がその様態、時間及びその際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

- 一 拘束の状況は、定められた様式に記録し、状況に応じて拘束解除の検討を行う。
 - 二 拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。
 - 三 身体拘束廃止検討委員会を組織して、事例検討を行う等、職員全員が拘束のないケアに取り組むこととする。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - 二 職員に対し、身体拘束等の適正化を図るため、定期的な研修の実施。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための指針の整備。
 - 二 虐待の防止に関する責任者の選定。
 - 三 虐待防止対策委員会を組織し、定期的な開催及びその内容について職員に周知徹底を図る。
 - 四 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 当施設は、介護サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別途)を定め、介護医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 一 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当施設は、職員に対し、その資質向上のために、研修計画を作成し当該計画に従い、研修を実施することとする。

2 当施設は、職員の計画的な人材育成に努めることとする。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 恵風会の就業規則による。

(成年後見制度の活用支援)

第19条 当施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第20条 当施設では、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じるとともに誠意をもって解決に努めることとする。当施設の提供する介護サービスに対しての苦情等がある場合申出も出来る。

2 苦情解決に関し国民健康保険団体連合会及び市が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、事業所の従業者の資質の向上を図る為、研修計画を作成し、そのスキルに応じた研修の機会を設けるものとする。また、その際には適切な業務態勢を整備する。

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 当施設は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 開設者の役員(業務を執行する社員、役員等)については岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に従うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

以下別表は重説価格表を使用